

指定管理者の指定について（港区立大平台みなと荘）

本案は、大平台みなと荘の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立大平台みなと荘	神奈川県足柄下郡箱根町大平台 294 番地

○指定管理者 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下 359 番地
富士屋ホテル株式会社

○指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

【現在の指定管理者】

株式会社エムアンドエムサービス

【現況写真】

